

令和6年8月7日（水）
香川県水産課 総務・豊かな海づくりグループ
担当者 藤田、秋山（内線 3954）
ダイヤル 087-832-3474

令和6年度 赤潮警報第1号の発令について

香川県魚類養殖業赤潮対策本部（本部長 香川県漁連会長：嶋野勝路）が、「備讃瀬戸西部海域」にカレンシア・ミキモトイに関する赤潮警報第1号を発令しました。

1 理由

8月6日に県が調査した結果、備讃瀬戸西部海域の調査点において、有害赤潮の原因プランクトンであるカレンシア・ミキモトイが、赤潮警報発令基準（500細胞/mL）を上回る密度（調査点での最高密度 2,100細胞/mL、着色域での最高密度 29,000細胞/mL）で検出されたことによる。（本調査の結果詳細は別紙のとおり）。

この警報は、魚類養殖業者等に注意を呼びかけるものであり、本プランクトンの発生により魚介類が毒化することはなく、本県水産物の安全性に問題はありません。

2 今後の対応等

- 県及び赤潮対策本部は沖合臨時調査を強化する。
- 関係漁協による、漁場調査の強化、警戒海域での「餌止め」の徹底。
- 赤潮対策本部は、既に関係漁協（関係養殖業者）に対し、速やかに餌止めを実施し、必要に応じて小割の沈下・移動に努めるよう指導を行う。

【参考】

① カレンシア・ミキモトイの赤潮注意報・警報発令基準

注意報：複数調査点で10細胞/mLに達したとき。

警報：複数調査点で500細胞/mLに達したとき。（ただし、周辺の状況次第で、1つの調査点で500細胞/mLに達したときでも発令する場合がある。）

※数千細胞/mLになると魚介類のへい死が起こるおそれがある。

② 令和6年度の注意報・警報発令状況

区分	回次	発令月日	対象プランクトン	対象海域	備考
注意報	第1号	6月10日	シャットネラ（アンティカ、マリーナ、オバータ）	三豊市詫間町三崎と岡山県六島東端見通し延長線以西の香川県海域	注意報第2号に切り替え
注意報	第2号	6月27日	シャットネラ（アンティカ、マリーナ、オバータ）	三豊市粟島東端と多度津町佐柳島南端見通し延長線以西の香川県海域	注意報第3号に切り替え

注意報	第3号	7月5日	シャットネラ（アンティカ、マリーナ、オバータ）	高松市大槌島、小槌島、見通し延長線以西の香川県海域	発令中
注意報	第4号	7月16日	シャットネラ（アンティカ、マリーナ、オバータ）	東かがわ市馬篠（丸亀島）と小豆島町坂手南端（大角鼻）見通し延長線以東の香川県海域	発令中
注意報	第5号	8月2日	カレニア・ミキモトイ	高松市大槌島、小槌島、見通し延長線以西の香川県海域	発令中
警報	第1号	8月6日	カレニア・ミキモトイ	備讃瀬戸西部海域	<u>今回発令</u>

③ 警報発令海域の養殖状況等

今回警報が発令された海域では、現在トラフグ等の養殖が行われているほか、漁船に出荷前の漁獲物が蓄養されることがあり、それぞれの魚に被害が及ぶ可能性があります。